

## 入院中の患者さんへの面会に関する当院の考え方と運用

### 1. 面会の基本的な考え方（原則）

当院では、入院中の患者さんがご家族等と面会することは、以下の観点から原則として認められるべきものと考えています。

- ・ 入院に伴う精神的負担の軽減
- ・ 患者さんの人格・尊厳の尊重
- ・ 治療や退院に関する適切な意思決定の支援
- ・ 円滑な退院支援の実現

### 2. 人数による一律制限を行わない考え方

当院では、面会人数のみを理由とした一律の制限は、原則として行いません。面会の可否は、人数ではなく以下の事情を踏まえて判断します。

- ・ 患者さんご本人の状態
- ・ 院内の感染状況
- ・ 他の患者さんの療養環境への配慮

病室環境等により調整をお願いする場合でも、理由を個別に説明いたします。

### 3. 面会制限を行う場合の要件（正当な理由）

次の場合に限り、患者さんの安全確保を目的として、一時的に面会制限を行うことがあります。

表1 面会制限を行う場合の正当な理由

事由	内容
感染症の流行	院内において感染症の拡大等があり、感染防止対策部門（感染対策委員会）が必要と判断した場合
公的機関の要請	保健所等の公的機関からの要請がある場合
医学的必要性	患者さんの病状により、医学的に必要と判断される場合

※ 業務上の都合や慣例のみを理由とした制限は行いません。

#### 4. 面会制限の範囲と期間

面会制限は解除を前提とした一時的な対応で、以下の原則に従います。

- ・ 制限は必要最小限の内容と期間に限定します
- ・ 制限には必ず見直し時期を設定します
- ・ 状況を定期的を確認し、改善が認められた場合には速やかに解除します

#### 5. 判断体制と責任の明確化

面会制限の実施については、感染管理室で状況を確認した上で、最終的に病院長が判断して決定するものであり、病棟や個々の職員の判断のみで、恒常的な面会制限を行うことはありません。また、院内感染対策委員会において定期的に面会制限の実施・継続・解除状況の確認・検証を行います。

#### 6. 制限時の代替手段と個別配慮

制限を行う場合でも、可能な代替手段を検討します。

- ・ オンライン面会（ビデオ通話等）
- ・ 条件付き・時間限定の面会

特に以下の場合には、個別の事情を踏まえ柔軟に対応します。

- ・ 看取り期
- ・ 治療・退院に関する重要な説明時
- ・ 小児や特別な配慮を要する患者さん

#### 7. 記録と情報公開について

面会制限に関する判断は記録として保存しています。必要に応じ、個人情報等に配慮したうえで、判断の根拠・内容を患者さん・ご家族に説明いたします。